

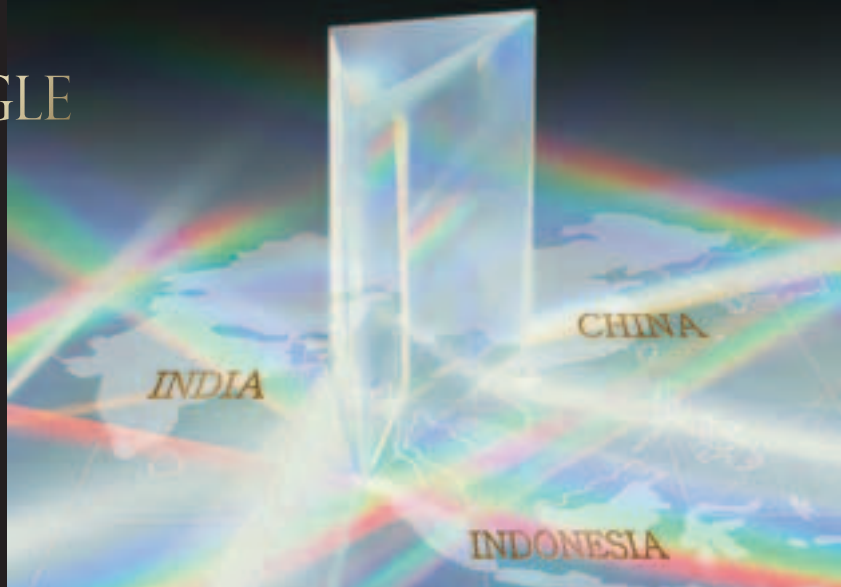
# アムンディ・チャインドネシア株投信

## 追加型投信／海外／株式

### 投資信託説明書(交付目論見書)

2019年3月9日

## NEW GOLDEN TRIANGLE



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「アムンディ・チャインドネシア株投信」の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を2019年3月8日に関東財務局長に提出しており、2019年3月9日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

#### ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産(投資信託証券(株式))	年1回	アジア	ファンドオブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

#### ■ 委託会社[ファンドの運用の指図を行う者]

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日:1971年11月22日

資本金:12億円(2018年12月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:

2兆1,938億円(2018年12月末現在)

#### ■ 受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社りそな銀行

(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

#### ■ <ファンドに関する照会先>

#### アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス:<http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## ファンドの目的

ファンドは、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

## ファンドの特色

1

主として中国、インド、インドネシアの企業または当該各国で主な事業を展開する企業の上場株式等を実質的に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。当社設定「中国株式ファンドF(適格機関投資家専用)(以下「中国株式サブファンド」といいます。))」、「ノムラ・ファンズ・アイルランド-インド-エクイティ・ファンド(以下「インド株式サブファンド」といいます。))」、当社設定「インドネシア株式ファンドF(適格機関投資家専用)(以下「インドネシア株式サブファンド」といいます。))」への投資を通じて、それぞれ中国、インド、インドネシアの企業または当該各国で主な事業を展開する企業の上場株式等を実質的に投資します。
- 各サブファンドへの基本配分比率は原則として3分の1ずつとし、定期的にリバランスを行います。
- 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 株式の実質組入比率は、原則として高位に保ちます。

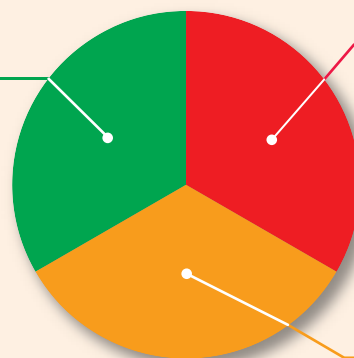
2

各サブファンドの運用にあたっては、中国株式サブファンドは「アムンディ・ホンコン・リミテッド」が、インド株式サブファンドは「ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド」が、インドネシア株式サブファンドは「フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド」が、海外の株式等の運用を行います。

### インド株式サブファンド

- インドの上場株式等を主要投資対象とします。
- MSCIインド指数を参考指数とします。

\*MSCIチャイナ指数、MSCIインド指数、およびMSCIインドネシア指数は、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に関する著作権、およびその他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。



### 中国株式サブファンド

- 中国・香港の上場株式等を主要投資対象とします。
- MSCIチャイナ指数を参考指数とします。

### インドネシア株式サブファンド

- インドネシアの上場株式等を主要投資対象とします。
- MSCIインドネシア指数を参考指数とします。

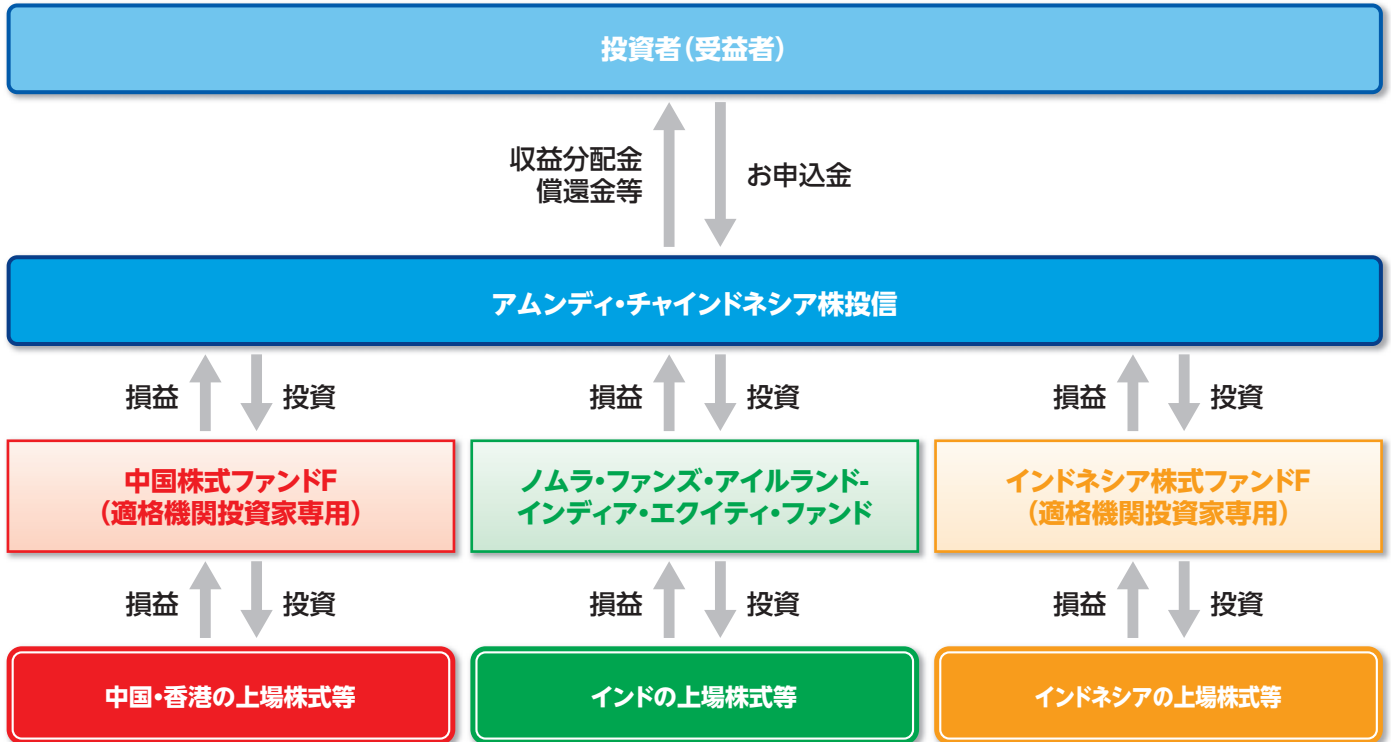
資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの仕組み

ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは一つのファンド(投資信託)が、株式や債券などへ投資する複数のファンド(投資信託)に分散投資し、運用を行う仕組みです。

(イメージ図)



## 主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

## 分配方針

毎決算時(年1回。原則として毎年12月10日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

### ■分配対象額

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

### ■分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### ■留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として外国株式など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります。)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割り込むことがあります。**ファンドの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

### ① 価格変動リスク

株式は、国内外の政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ② 信用リスク

組入有価証券の発行体が破たんした場合または発行体の破たんが予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、有価証券の価格が下落することがあります(ゼロになる場合もあります)。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ③ 流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、市場で売買可能な株式数の少ない株式では、売却価格が著しく低下することがあり、その影響を受けファンドの基準価額の下落要因となります。

### ④ カントリーリスク

海外市場に投資する場合、投資対象国・地域の社会情勢または国際情勢の変化により、市場が不安定になることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

一般に、ファンドの主要投資先である中国、インド、インドネシアなどのエマージング市場は、先進諸国の市場と比べた場合、取引市場独自の規制があることや取引量が小さいことから流動性が低くなる傾向があります。このため、価格変動が大きく、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。

### ⑤ 為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により外貨建資産の円換算価格が変動します。外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、外貨建資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。

◆ 基準価額の変動要因(投資リスク)は前記に限定されるものではありません。



## その他の留意点

### 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

### ファンドの繰上償還

ファンドは、償還することが投資者に有利であると認めるとき、やむを得ない事情が発生したとき、換金により投資信託財産の純資産総額が15億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

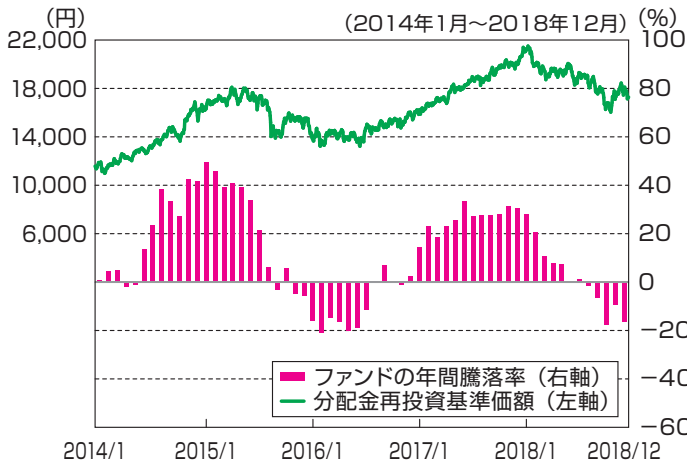
## リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、リスクマネジメント部は運用リスク全般の状況をモニタリング、運用パフォーマンスの分析および評価を行うほか、関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングしリスク委員会に報告します。コンプライアンス部は、重大なコンプライアンス事案についてコンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、当該リスク管理過程については、グループの監査部門が随時監査を行います。

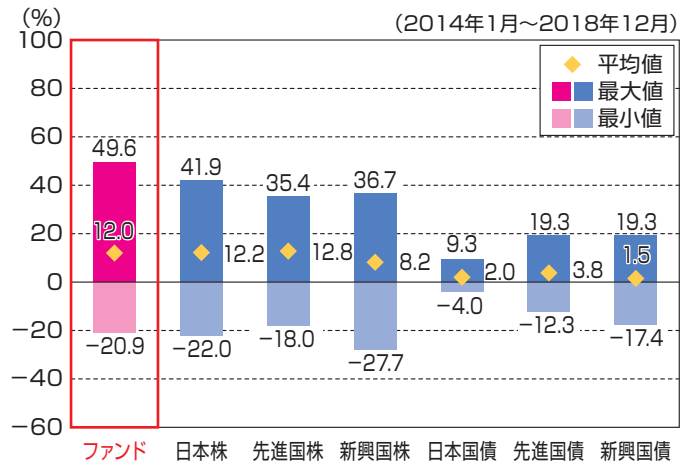
上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

## (参考情報)

### ①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



### ②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



\*①のグラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

\*②のグラフは2014年1月から2018年12月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

\*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

\*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### ○各資産クラスの指数について

#### 日本株 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

#### 先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

#### 新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

#### 日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

#### 先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

#### 新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

2018年12月末日現在

基準価額・純資産の推移、分配の推移

基準価額と純資産総額の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。  
 ※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

基準価額と純資産総額

基準価額	16,780円
純資産総額	54.8億円

分配の推移

決算日	分配金
5期(2014年12月10日)	100円
6期(2015年12月10日)	0円
7期(2016年12月12日)	0円
8期(2017年12月11日)	0円
9期(2018年12月10日)	0円
設定来累計	350円

※分配金は1万円当たり・税引前です。  
 ※直近5期分を表示しています。

主要な資産の状況

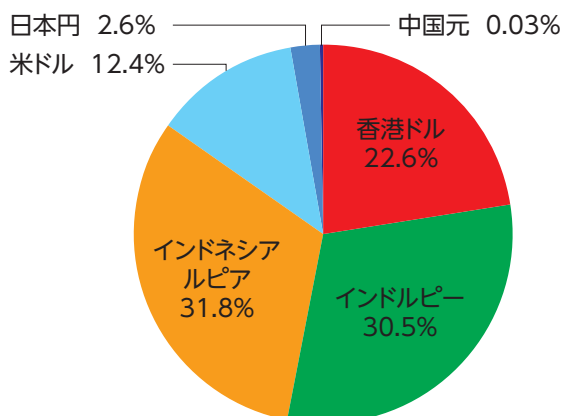
資産配分

資産	純資産比(%)
中国株式サブファンド	30.9
インド株式サブファンド	32.9
インドネシア株式サブファンド	33.7
現金・その他	2.5

※四捨五入の関係で合計が100.0%にならない場合があります。

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行っており、各サブファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

通貨別構成比



※四捨五入の関係で合計が100.0%にならない場合があります。

組入上位10業種

	業種	比率(%)
1	金融	35.7
2	一般消費財・サービス	18.8
3	コミュニケーション・サービス	15.9
4	生活必需品	9.8
5	情報技術	5.1
6	資本財・サービス	5.1
7	素材	3.6
8	エネルギー	1.9
9	不動産	1.7
10	公共事業	0.7

※組入比率は、各サブファンドの組入有価証券評価額合計に対する、各サブファンド組入銘柄評価金額の業種別合計の割合です。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。  
 ※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

<中国株式サブファンド>

	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	テンセント・ホールディングス	コミュニケーション・サービス	14.7
2	アリババ・グループ・ホールディング	一般消費財・サービス	12.3
3	中国建設銀行	金融	7.0
4	中国工商銀行	金融	5.5
5	チャイナ・モバイル	コミュニケーション・サービス	5.3

<インド株式サブファンド>

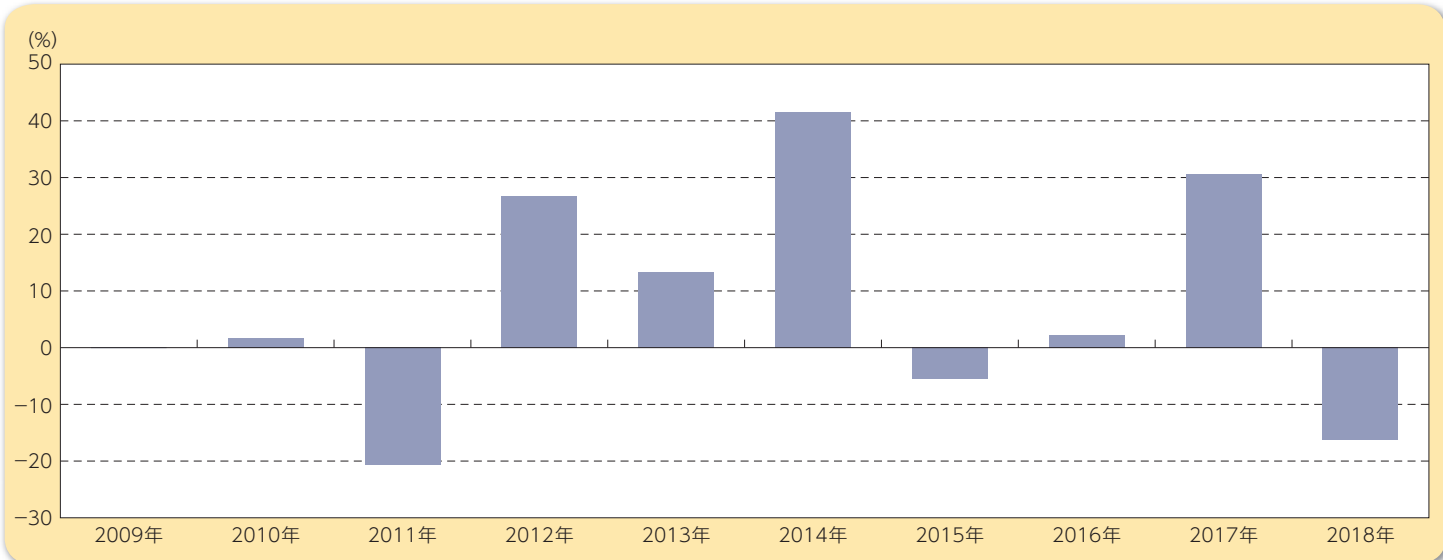
	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	HDFC銀行	金融	9.4
2	インフォシス	情報技術	8.5
3	ヒンドゥスタン・ユニリーバ	生活必需品	7.3
4	ラーセン&トップロ	資本財・サービス	6.8
5	マルチ・スズキ・インド	一般消費財・サービス	5.9

<インドネシア株式サブファンド>

	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	バンク・セントラル・アジア	金融	17.8
2	バンク・ラヤット・インドネシア	金融	14.5
3	アストラ・インターナショナル	一般消費財・サービス	12.0
4	テレコムニカシ・インドネシア	コミュニケーション・サービス	11.8
5	バンク・マンディリ	金融	10.3

※組入比率は、各サブファンドの純資産総額に対する評価金額の割合です。

年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2010年は設定日(3月12日)から年末までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。  
 ※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。



お申込みメモ

購 入 単 位	各申込コースの購入単位は以下の通りです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>申込コース</th> <th>購入単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般コース</td> <td>1万口以上1口単位または1万円以上1円単位</td> </tr> <tr> <td>自動けいぞく投資コース</td> <td>1万口以上1口単位または1万円以上1円単位</td> </tr> </tbody> </table> 詳しくは販売会社にお問合せください。(購入後のコース変更はできません。)	申込コース	購入単位	一般コース	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位	自動けいぞく投資コース	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位
申込コース	購入単位						
一般コース	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位						
自動けいぞく投資コース	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位						
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。						
購 入 代 金	原則として、購入申込受付日から起算して8営業日目までにお申込みの販売会社にお支払いください。						
換 金 単 位	各申込コースの換金単位は以下の通りです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>申込コース</th> <th>換金単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般コース</td> <td>1口単位または1円単位</td> </tr> <tr> <td>自動けいぞく投資コース</td> <td>1口単位または1円単位</td> </tr> </tbody> </table>	申込コース	換金単位	一般コース	1口単位または1円単位	自動けいぞく投資コース	1口単位または1円単位
申込コース	換金単位						
一般コース	1口単位または1円単位						
自動けいぞく投資コース	1口単位または1円単位						
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。						
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目以降にお支払いします。						
購 入・換 金 申 込 受 付 不 可 日	香港、ダブリン、インド、ロンドン、シンガポールもしくはインドネシアの銀行休業日または香港証券取引所もしくはインドネシア証券取引所の休場日の場合は、受け付けません。ファンドが実質的に投資するインドネシアでは、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場の休業日が集中する場合があります。その場合、委託会社の判断により、ファンドの購入・換金の申込受付を中止することがあります。						
申 込 締 切 時 間	原則として毎営業日の午後3時*までに購入・換金のお申込みができます。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。						
購 入 の 申 込 期 間	2019年3月9日から2019年9月10日までとします。上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。						
換 金 制 限	1日1件3億円を超える換金のお申込みは受け付けません。また投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、諸事情により金融商品市場等が閉鎖された場合等一定の場合に換金の制限がかかる場合があります。						
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	委託会社は、金融商品市場における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受け付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。						
信 託 期 間	2020年12月10日までとします。(設定日:2010年3月12日)						
繰 上 償 還	委託会社は、換金により投資信託財産の純資産総額が15億円を下回った場合または信託を終了させることが投資者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。						
決 算 日	年1回決算、原則毎年12月10日です。休業日の場合は翌営業日とします。						
収 益 分 配	年1回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。「自動けいぞく投資コース」は税引後無手数料で再投資されます。						
信 託 金 の 限 度 額	1兆円です。						
公 告	日本経済新聞に掲載します。						
運 用 報 告 書	毎年12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたします。						
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除および益金不算入制度は適用されません。						

\*前記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### <投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。	
	料率上限(本書作成日現在)	役務の内容
	3.78%(税抜3.5%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た金額とします。	

#### <投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.242%(税抜 1.15%)を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。		
	(信託報酬の配分および実質的な負担上限)		(年率)
ファンド	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	0.30%(税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	0.83%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	0.02%(税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
投資対象とする投資信託証券		料率	役務の内容
中国株式ファンドF(適格機関投資家専用)		0.81% (税抜 0.75%)	投資信託財産の運用・管理等の対価
ノムラ・ファンズ・アイルランド・インディア・エクイティ・ファンド		0.75%	
インドネシア株式ファンドF(適格機関投資家専用)		0.81% (税抜 0.75%)	
実質的な負担上限		2.052%(税込)*	—
<p>実際の信託報酬額の合計額は投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。</p> <p>※ファンドの信託報酬率1.242%(年率・税込)に組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(「中国株式ファンドF(適格機関投資家専用)」/「インドネシア株式ファンドF(適格機関投資家専用)」年率0.81%)を加算しております。</p> <p>(支払方法) 毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。</p> <p>◆ 上記の運用管理費用(信託報酬)は本書作成日現在のものです。</p>			
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用</li> <li>・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。)</li> <li>・投資信託財産に関する租税 等</li> </ul> <p>※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。</p>		

◆ ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

## 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

- 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置(ジュニアNISA)もあります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 上記は2018年9月末現在の内容に基づいて記載しています。
- 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

「Chindonesia®」は、CLSA B.V.(その関係会社を含めCLSAといいます)が所有する登録商標であり、アムンディ・ジャパン株式会社に対して、日本におけるアムンディ・チャインドネシア株投信(以下、「当該ファンド」といいます。)について使用許諾が与えられています。CLSAは、当該ファンドについて、発行・提供・保証・支持・販売・販売促進等を行うものではなく、また、当該ファンドの適法性および適合性、または当該ファンドに関する説明もしくは当該ファンドの開示事項にかかる正確性・妥当性について責任を負うものではありません。CLSAは当該ファンドの投資家および不特定多数の公衆に対して、証券投資一般もしくは当該ファンドそのものに対する投資適格性に関し、明示、黙示を問わず、いかなる意思表示あるいは保証を行うものではありません。CLSAは、当該ファンドの管理・販売もしくは取引等その他一切の行為について責任を負うものではありません。

上記の記述にかかわらず、CLSAはいかなる場合においても、逸失利益あるいは特定の損害あるいは偶発的、懲罰的、間接的または結果的な損害について、たとえそのような損害が発生する可能性があることを知りえたとしても、一切の責任を負いません。

● 主要投資対象とする投資信託証券の概要 ●

<中国株式サブファンド>

ファンド名	中国株式ファンドF (適格機関投資家専用)
ファンドの形態	国内籍／追加型投信／私募投資信託
運用の基本方針	中国籍の企業または同国において主な事業を展開する企業の上場株式等に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指します。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</li> </ul>
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
投資顧問会社 (運用指図権限の委託先)	アムンディ・ホンコン・リミテッド

<インド株式サブファンド>

ファンド名	ノムラ・ファンズ・アイルランド・インディア・エクイティ・ファンド
ファンドの形態	アイルランド籍／オープン・エンド・アンブレラ型／会社型投資信託 (UCITS III) ノムラ・ファンズ・アイルランド(以下「会社」)のサブファンド、インディア・エクイティ・ファンド(米ドル建) (以下「サブファンド」)の円建クラスS
運用の基本方針	主としてインドの取引所に上場または取引されている株式および関連証券に投資することによってサブファンド資産の長期的成長を目指します。
主な投資制限	UCITS IIIの投資制限 <ul style="list-style-type: none"> <li>・サブファンドの資産の10%以上を同一銘柄に投資しません。</li> <li>・空売りは行いません。</li> <li>・サブファンドの借入れは、一時的な手段として上限10%とします。</li> </ul>
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K. リミテッド

<インドネシア株式サブファンド>

ファンド名	インドネシア株式ファンドF (適格機関投資家専用)
ファンドの形態	国内籍／追加型投信／私募投資信託
運用の基本方針	インドネシア企業もしくは同国において主な事業を展開する企業の上場株式等に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指します。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</li> </ul>
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
投資顧問会社 (運用指図権限の委託先)	フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド

- ◆ 上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- ◆ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません)



このページは、野村証券株式会社からのお知らせです。  
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

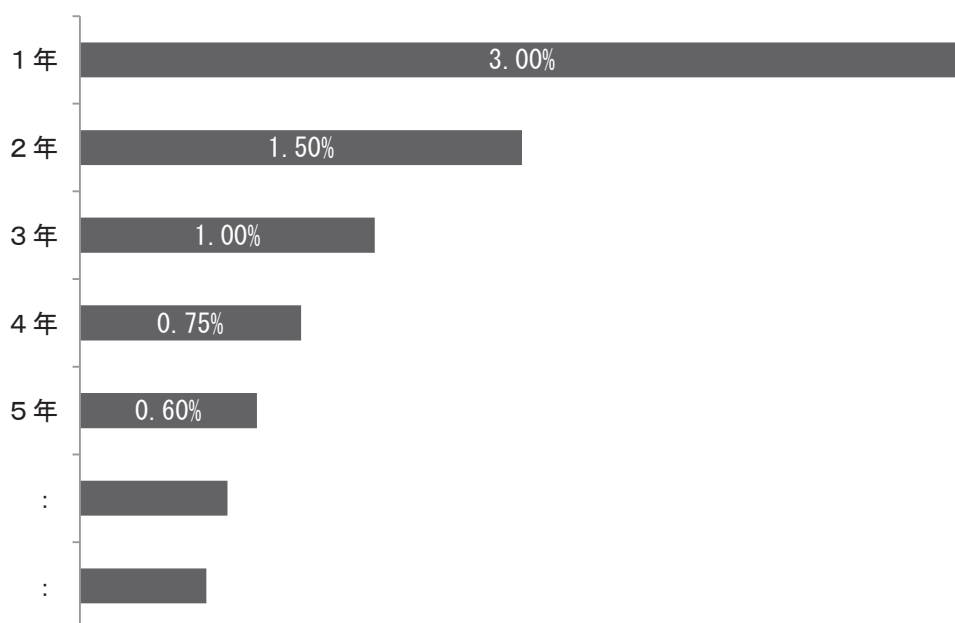
## 投資信託の購入時手数料に関するご説明

■ 投資信託の購入時手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、換金時に保有期間に応じた換金手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。購入時手数料には別途消費税がかかります。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は目論見書又は目論見書補完書面でご確認ください。

このページは、野村証券株式会社からのお知らせです。  
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

### 「アムンディ・チャインドネシア株投信」の購入時手数料について

野村証券株式会社における購入時手数料は、購入金額（購入申込日の翌営業日の基準価額×購入口数）に 3.78%（税抜 3.5%）の手数料率を乗じた額とします。

- ◆「自動けいぞく投資コース」を選択したご投資家が、収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
- ◆収益分配金を受取る場合は、決算日から起算して概ね5営業日目までにお支払いします。
- ◆野村証券株式会社における購入単位は以下のとおりです。（購入後のコース変更はできません。）

一般コース（分配金を受取るコース）	: 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース（分配金が再投資されるコース）	: 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

詳しくは野村証券の窓口またはウェブサイトでご確認ください。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。  
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

## 目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)  
この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

### 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

### 当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部(前受金等)をお預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

### 当ファンドの販売会社の概要

商号等	野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-9-1
連絡先	03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2001年5月

### ○お取引内容に関するお問い合わせ等について

お取引内容に関するお問い合わせにつきましては、**お取引のある本支店**までお申し出ください。  
お取引に係るご意見や苦情につきましては、下記連絡先までお申し出ください。

【連絡先 0120-56-8604<お客様相談室>】

### ○指定紛争解決機関のご利用について

お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。  
(ADR機関のご利用に際して不明な点等ございましたら、上記の連絡先までご照会ください)

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル) 〕

注)ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

※当ファンドに関するお問い合わせは、お取引のある本支店にご連絡ください。

### 【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

アムンディ・チャインドネシア株投信は、主に海外の株式を投資対象としますので、組入株式の価格下落や組入株式の発行会社の倒産、財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

